

公 証 書

(2 0 1) 阪領公字第 号

は、第 号の旅券を所持し、
年 月 日に中国国籍からの退出の要求を提出した。〈〈 中華人民共和国国籍法 〉〉 第9条の規定 “外国に定住している中国公民が、自らの自由意思で外国の国籍に加入し、又は外国国籍を取得した場合は直ちに中国国籍を自動的に喪失する。”にもとづき、
が外国の国籍を取得したときは、中国の国籍を即時に喪失する。

中華人民共和国駐大阪総領事館
領事 署名

年 月 日

翻訳日 年 月 日

翻訳者